

## 事務連絡

平30-28号

平成30年5月1日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

### 該当事案の取扱い（法第14条の規定に基づく書面の通知）について

標記につきましては、「一般旅券事務処理について（処理基準）」第8章に基づく事務処理をお願いしているところですが、法第14条に基づく書面の通知について明確な記載がないため、法第14条に明記されている「速やかに、（中略）申請した者にその旨を通知しなければならない。」という規定に従って、限定旅券交付前に通知書面の手交等を行っている事例もあると承知しています。

旅券発給の行政処分は、旅券交付を以て処分が完了することになりますので、処分のあった日とは申請者が旅券の交付を受けた日となります。したがって、旅券交付前に書面の通知をした場合、審査請求制度等における「処分を知った日」は当該書面を受けとった日であるとの誤解を与えることになりかねません。

つきましては、限定旅券発給にかかる通知は、通知書面の要旨（理由、処分内容、有効期間、渡航先）を伝えた上で、限定旅券の交付時期について申請者と相談し、限定旅券と同時に交付していただきたくよう、実施の徹底方をお願いいたします。口頭での処分通知と限定旅券交付日が相当期間あいたとしても、通知書面を交付日より先に郵送することは必要ありません。また、本件取扱いについては、本年秋に改訂する予定の処理基準に反映することとしております。

（了）